

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史
本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
コード番号 8 4 1 1（東証第一部、大証第一部）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、第9期定時株主総会及び各種類株式にかかる種類株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

当社は、資本規制の見直しを踏まえつつ、当社グループの今後の持続的成長の礎としての資本基盤の構築を目的として、平成 22 年 7 月に普通株式 60 億株（払込金額の総額約 7,516 億円）を発行し、また、当社の第十一回第十一種優先株式の普通株式への転換が進捗したことにより、平成 23 年 3 月末時点の当社の発行済普通株式数は約 217.8 億株となりました。その結果、今後の優先株式の転換等に係る潜在株式数（約 14.7 億株）を考慮した上で当社が発行可能な普通株式数は約 8.6 億株（現行定款上の普通株式の発行可能種類株式総数に対する割合は約 3.6%）となりました。

当社は、今後の当社の更なる持続的成長の実現に向けた経営の機動性・柔軟性を確保するためには、一定の普通株式を発行可能な授權枠を保持する必要があると考えております。また、平成 23 年 4 月 28 日付でお知らせいたしました、当社普通株式を対価とする株式交換による、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化を実施するためには、当社の普通株式を発行可能な授權枠を増加させることが必要であります。

以上より、現行定款第 6 条に定める普通株式の発行可能種類株式総数を現在の約 241.1 億株から 480 億株へ増加を行うとともに、これに伴う発行可能株式総数の増加を行うものであります。なお、本件定款第 6 条の変更につきましては、会社法第 322 条の規定に基づき、各種類株式にかかる種類株主総会の決議が必要となっております。

現在、自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められておりますが、当社グループといたしましては、平成 22 年 5 月に公表いたしました「変革」プログラムの着実な推進を通じて、収益の蓄積による内部留保の積み上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、新資本規制への対応は十分可能と考えており、現時点で新資本規制対応を目的とした普通株増資を行うことは想定しておりません。なお、本件の定款変更は、いわゆる「買収防衛策」の導入を意図して行うものではありません。

また、種類株主総会の機動的な開催を可能とするため、種類株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります。（定款変更案第11条）

あわせて、株主数の増加等を踏まえ、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第24条を削除するとともに、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案																
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>28,485,271,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 <table><tr><td>普通株式</td><td><u>24,115,759,000</u>株</td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td>1,369,512,000株</td></tr><tr><td>第十二種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr></table> (基準日) 第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (新設) <u>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> (優先配当金) 第14条 当会社は、第 53 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (以下省略)	普通株式	<u>24,115,759,000</u> 株	第十一種の優先株式	1,369,512,000株	第十二種の優先株式	1,500,000,000株	第十三種の優先株式	1,500,000,000株	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>52,369,512,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 <table><tr><td>普通株式</td><td><u>48,000,000,000</u>株</td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td>1,369,512,000株</td></tr><tr><td>第十二種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr></table> (基準日) 第 11 条 (現行のとおりに) <u>② 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、前項の規定を準用する。</u> <u>③ 前 2 項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> (優先配当金) 第14条 当会社は、第 52 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (現行のとおりに)	普通株式	<u>48,000,000,000</u> 株	第十一種の優先株式	1,369,512,000株	第十二種の優先株式	1,500,000,000株	第十三種の優先株式	1,500,000,000株
普通株式	<u>24,115,759,000</u> 株																
第十一種の優先株式	1,369,512,000株																
第十二種の優先株式	1,500,000,000株																
第十三種の優先株式	1,500,000,000株																
普通株式	<u>48,000,000,000</u> 株																
第十一種の優先株式	1,369,512,000株																
第十二種の優先株式	1,500,000,000株																
第十三種の優先株式	1,500,000,000株																

現行定款	変更案
(優先中間配当金) 第15条 当社は、第 <u>54</u> 条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第 1 項本文で定める額の 2 分の 1 の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。 (招集地) 第24条 株主総会は、東京都区内において招集する。 第 25 条～第 29 条 （条文省略） (種類株主総会) 第30条 （条文省略） ② （条文省略） ③ 第24条から第26条まで、第28条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 第 31 条～第 55 条 （条文省略）	(優先中間配当金) 第15条 当社は、第 <u>53</u> 条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第 1 項本文で定める額の 2 分の 1 の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。 (削除) 第 24 条～第 28 条 （現行のとおり） (種類株主総会) 第29条 （現行のとおり） ② （現行のとおり） ③ 第24条、第25条、第27条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。 第 30 条～第 54 条 （現行のとおり）

2. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日（普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる）

平成23年6月21日（予定）

定款一部変更のための第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式にかかる種類株主総会開催日

平成23年6月29日（予定）

以 上

この文書は、「定款一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。